

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和五年七月一日から九月三十日までとする。

令和五年十一月十七日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 該当なし、その他 十四件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
七億千九百五十七千円
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
該当なし

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 青森県沿岸部の小売業者（震災による間接被害）
- 二 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社工場が全壊流出）
- 三 宮城県沿岸部の製造業者（津波により車両が流出、設備等が破損。従業員の減少による生産性低下により売上減少）
- 四 岩手県沿岸部の施設工事業者（津波により事務所、倉庫等が流出）
- 五 宮城県沿岸部のヨット販売・修理業者（津波により本社兼店舗、倉庫及び商品在庫が流出）
- 六 岩手県沿岸部の製造業者（取引先被災により売上急減）
- 七 宮城県沿岸部の自動車整備・販売業者（津波により事務所兼工場が浸水し、設備及び車両が流出）
- 八 青森県沿岸部の水産加工業者（津波により工場及び事務所が浸水し、在庫流出）
- 九 栃木県中南部の園芸用資材卸売業者（原発被害により製品が一時出荷停止）
- 十 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社、工場建物、機械設備及び原材料等が全壊流出）
- 十一 宮城県沿岸部の製造業者（津波により本社事務所及び工場が全壊し、工場内の原材料や仕掛品も流出）
- 十二 宮城県沿岸部の製造業者（津波により工場が浸水し、設備類が一切使用不能）
- 十三 宮城県沿岸部の金属製品製造業者（津波により工場設備等が損壊・流出）
- 十四 茨城県沿岸部の飲食業者（震災により店舗が全壊）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

六億七千二百二十六万五千円